

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの

該当なし

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの

該当なし

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの

該当なし

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法又は移動平均法による原価法を採用しています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10 年～50 年

工作物 7 年～60 年

物品 2 年～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除く）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上することとしています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

2 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

金融機関等からの借入債務に対し、補償を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
水洗便所改造資金助成を受けた市民	—	0百万円	—	0百万円

(2) 係争中の訴訟等

- ① 大阪地方裁判所 令和2年(ワ)第11725号
損害賠償請求事件 48百万円
- ② 大阪地方裁判所 令和5年(ワ)第9352号
慰謝料等請求事件 6百万円
- ③ 大阪地方裁判所 令和5年(ワ)第12604号
損害賠償請求事件 2百万円

3 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地取得事業特別会計

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

国民健康保険事業特別会計

介護保険事業特別会計

後期高齢者医療事業特別会計

病院事業会計

水道事業会計

公共下水道事業会計

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
当該注記においても同様です。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲は、次のとおりです。

ア 範囲

令和6年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。売却可能資産の範囲は、令和6年度に財産収入として予算措置がされている公共資産としています。

イ 内訳

本年度該当する資産はありません。